障害対策（デジタル放送送信）（受信のみ）	SHV	超高精細度テレビジョン放送送信（受信のみ）	SHV

○総務省告示第百八十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十八年四月十二日　　総務大臣　山本　早苗

第２の別表１－２を次のように改める。

別表１－２　放送衛星業務の周波数表

１　12GHz帯放送衛星業務の周波数表

衛星軌道位置	偏波	チャネル番号	割当周波数（GHz）
東経110度	右旋円偏波	1	11.72748
		3	11.76584
		5	11.8042
		7	11.84256
		9	11.88092
		11	11.91928
		13	11.95764
		15	11.996
		17	12.03436
		19	12.07272
		21	12.11108
		23	12.14944
	左旋円偏波	2	11.74666
		4	11.78502
		6	11.82338
		8	11.86174
		10	11.9001
		12	11.93846
		14	11.97682
		16	12.01518
		18	12.05354
		20	12.0919
		22	12.13026

２　17GHz帯放送衛星業務のフィーダリンク用の周波数表

衛星軌道位置	偏波	チャネル番号	割当周波数（GHz）
東経110度	右旋円偏波	1	17.32748
		3	17.36584
		5	17.4042
		7	17.44256
		9	17.48092
		11	17.51928
		13	17.55764
		15	17.596
		17	17.63436
		19	17.67272
		21	17.71108
		23	17.74944
	左旋円偏波	2	17.34666
		4	17.38502
		6	17.42338
		8	17.46174
		10	17.5001
		12	17.53846
		14	17.57682
		16	17.61518
		18	17.65354
		20	17.6919
		22	17.73026

○総務省告示第百八十五号

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）第六条第一項の規定に基づき、調査票の様式を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。なお、社会生活基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（平成二十三年総務省告示第百八十三号）は廃止する。

平成二十八年四月十二日　　総務大臣　山本　早苗